

自治体による妊婦支援の事例

令和5年3月31日

里帰り出産を行う妊婦に対する支援を行っている自治体にヒアリングしたところ、以下のとおり。

（居住者の妊娠届出時の全妊婦面談）

- 居住妊婦による妊娠届の提出時に、全妊婦に対する面談を実施。その際、アセスメントシートを用いて、妊婦の状況について評価し、行政による支援が必要かどうか（ハイリスク妊婦かどうか）のスクリーニングを行っている。支援対象とするハイリスク妊婦の基準は独自のもの。

（医療機関との連携）

- 産科医療機関において、妊娠届出以降の身体・環境の変化などによる新たなリスクを把握した場合は、行政に情報共有し、連携を図りながら必要な支援を行っている。

（里帰り先自治体への支援要請）

- 居住者のハイリスク妊婦の里帰り出産を行うことが判明した場合には、里帰り先自治体への支援依頼（申し送り）を実施。

（里帰り妊婦への支援）

- 里帰りしてきた居住者ではない妊婦について、当該妊婦の住所地自治体からの支援依頼があった場合は、電話連絡や面談等の行政支援を実施。
- 里帰りしてきた妊婦についても、行政の支援が必要と考えられる場合、医療機関からは居住地自治体にリスク情報を伝達。居住地自治体と連絡をとった上で支援を実施。